

「指定通所介護」

「介護予防・日常生活支援総合事業 (第一号通所事業)」

重要事項説明書

2024-4

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 第 4372500589 号)

当事業所はご契約者（以下、利用者とする）に対して指定通所介護並びに介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 菊寿会 |
| (2) 法人所在地 | 熊本県山鹿市菊鹿町長 502 番地 |
| (3) 電話番号 | 0968-48-2111 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 松岡 三正 |

(5) 設立年月日 平成4年10月5日

2.事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・令和2年4月1日指定
介護予防・日常生活支援総合事業(第一号通所事業)
令和3年4月1日指定
熊本県 4372500589号

(2) 事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護サービスを提供します。

(3) 施設の名称 矢筈荘通所介護事業所

(4) 施設の所在地 熊本県山鹿市菊鹿町長 502 番地

(5) 電話番号 0968-48-2111

(6) 事業所長(管理者) 松岡 聖子

(7) 当事業所の運営方針

利用者の顔が見える地域密着型の事業所です。利用者の皆様が安心して楽しい時間を過ごしていただけるよう、健康状態に留意し、個別援助計画に沿って援助します。また、利用者のご家族の相談にも応じています。

(8) 通常の実施地域

山鹿市

(9) 開設年月日 平成5年3月25日

(10) 営業日及び受付時間

営業日	月曜日～土曜日(祝祭日は営業します) 12月29日～1月3日は休み
営業時間	月曜日～土曜日 8時～17時
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9:30時～16時

(11) 利用定員 35人

3.職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して、指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<配置職員の職種>

介 護 職 員	利用者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 5名の介護職員を配置しています。
生 活 相 談 員	利用者の日常生活上の相談に応じて、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
看 護 職 員	利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護・口腔機能向上サービスも行います。 1名の看護職員を配置しています。
機 能 訓 練 指 導 員	利用者の機能訓練を担当します。1名配置しています。
管 理 栄 養 士	低栄養状態の改善を目的として、栄養、食事相談等、栄養管理を行ないます。特養と兼務で1名配置しています。
歯 科 衛 生 士	口腔機能の向上を目的として、口腔清掃並びに摂食、嚥下機能に関する指導、訓練を行ないます。 1名配置しています。

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して、以下のサービスを提供します。

<当事業所が提供するサービスについて>

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

① 入 浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴する事ができます。

② 送 迎

- ・ 利用者のご自宅まで送迎致します。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を

送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 口腔機能向上サービス

口腔機能が低下している、又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃並びに摂食、嚥下機能に関する指導、訓練を行います。

☆ 利用者がいまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

（２） 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事の提供

利用者に提供する食事（おやつを含む）の材料にかかる費用です。

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

料金：1回あたり 500円（令和6年6月から 600円）

② レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動（手芸・押し花等）に参加していただくことができます。

利用料金：材料の実費をいただきます。

③ 理髪・美容

理容師、美容師の出張による理容・美容サービスを利用できます。

1,500円（税込み） 令和元年10月1日から

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

おむつ代 実費

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

サービス利用料金（1回あたり）

下記の料金表（自己負担額1割の場合の料金）によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

（但し、下記サービス料金は利用者の要介護度と自己負担割合に応じて異なります）

通所介護利用料 通常規模

（基本利用料）

令和6年4月1日変更（単位：円）

所要時間 （1回あたり）	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840	584	1,168	1,752
	要介護2	6,890	689	1,378	2,067
	要介護3	7,960	796	1,592	2,388
	要介護4	9,010	901	1,802	2,703
	要介護5	10,080	1,008	2,016	3,024

（加算利用料）

加算の種類	加算額			
	基本利用料	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算（I）	400	40	80	120
個別機能訓練加算（I）イ	560	56	112	168
認知症加算	600	60	120	180
中重度ケア体制加算	450	45	90	135
サービス提供体制強化加算	220	22	44	66
ADL維持等加算（I） ※令和6年5月より	（月）300	30	60	90
科学的介護推進体制加算	（月）400	40	80	120
口腔機能向上加算（1）	1回 1,500 （月2回まで）	150	300	450

(令和6年5月まで)

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月の介護報酬総単位×5.9%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	月の介護報酬総単位×1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	月の介護報酬総単位×1.1%

(令和6年6月以降)

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※上記3つが1本化される	月の介護報酬総単位×9.2%
--------------------------------	----------------

※当事業所において、送迎をしない場合は片道47の減算となります。

介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）

(基本利用料)

令和6年4月1日変更（単位：円）

項目	要支援度	基本利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
通所型独自サービス1 (1ヶ月)	要支援1	17,980	1,798	3,596	5,394
通所型独自サービス1 日割(ショート利用時)	要支援1	590	59	118	177
通所型独自サービス1回数	要支援1	4,360	436	872	1,308
通所型独自サービス2 (1ヶ月)	要支援2	36,210	3,621	7,242	10,863
通所型独自サービス2 日割(ショート利用時)	要支援2	1,190	119	238	357
通所型独自サービス2回数	要支援2	4,470	447	894	1,341

(加算利用料)

加算の種類	要支援度	基本利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	要支援1	880	88	176	264
	要支援2	1,760	176	352	528
事業所評価加算	共通	(現在はなし) 1,200	120	240	360
① 科学的介護 推進体制加算		(月) 400	40	80	120
② 口腔機能向上 加算		1回 1,500 (月2回まで)	150	300	450

(令和6年5月まで)

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月の介護報酬総単位×5.9%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	月の介護報酬総単位×1.2%

介護職員等ベースアップ等支援加算	月の介護報酬総単位×1.1%
------------------	----------------

(令和6年6月以降)

介護職員等処遇改善加算 (I) ※上記3つが1本化される	月の介護報酬総単位×9.2%
---------------------------------	----------------

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、月末に1か月分計算し、翌月の20日に通帳より自動引落となります。尚、窓口での現金お支払いもできます。

(4) 利用の中止、変更

- ・利用予定日の前に利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いしていただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申出が無かった場合	500円

(令和6年6月より600円)

- ・サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 : 職名 生活相談員 担当者 山元 恵太
- 受付時間 : 毎週 月曜日～土曜日 8:00～17:00
尚、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。
又、第三者委員として以下の方々が当事業所における苦情やご相談を受け付けております。

氏 名	住 所	電話番号
児玉 馨志	山鹿市菊鹿町相良 112	0968-48-9716
原口 洋子	山鹿市菊鹿町下内田 659	0968-48-2118
宮本 誠之	山鹿市菊鹿町木野 2876	0968-48-2274

(2) 行政機関その他苦情受付機関

山鹿市役所福祉部長寿支援課	電話番号 0968-43-1180
国民健康保険団体連合会	電話番号 096-214-1101

熊本県福祉サービス適正化委員会
(熊本県社協内) 専用電話

電話番号 096-324-5471

6.第3者評価実施状況について

受審なし

同 意 書

通所介護重要事項説明書の説明を受け同意します。

令和 年 月 日

本人 _____ 印

代理人 _____ 印

説明者 _____ 印